

長崎市公告第 52 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月1日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市子どもの学習・生活支援事業業務

(2) 業務内容

長崎市子どもの学習・生活支援事業業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年7月31日（火）まで。

ただし、業務開始日は令和8年8月1日（土）とし、契約日から業務開始日の前日までは準備期間とし、委託料は発生しない。

(4) 履行場所

長崎市が指定する場所

(5) 予算額

総額 44,257,365円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
（内訳）

令和8年度 9,834,970円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 14,752,455円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和10年度 14,752,455円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和11年度 4,917,485円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。

(2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「研修・講演、講師派遣」又は「その他の役務」の業種で登録がある者であること。

(3) (2)の名簿に地域区分が市内、認定市内又は準市内としての登録がある者であること。なお、登録には一定の日数を要するため注意すること。

入札参加資格申請・名簿登録に関する問い合わせ：長崎市財務部契約検査課（電話：095-829-1160）

(4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者でないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

(7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

(8) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3(2)の担当課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和8年5月25日（月）まで（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階

長崎市中央総合事務所生活福祉2課（電話：095-829-1144）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和8年4月22日(水)午後5時必着(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。)

(2) 参加表明書の提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階

長崎市中央総合事務所生活福祉2課(電話:095-829-1144)

E-mail: seifuku@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ:095-829-1223

(3) 参加表明書の提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)、その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)、電子メール又はファクシミリによる。

なお、電子メール又はファクシミリにより提出した際はその旨を電話により連絡すること。また、電子メールによる場合は、PDF形式で提出することとし、送信元がわかるもの(メール画面等)を保存しておくこと。ファクシミリによる場合、不明瞭なものは受領不可とするため留意すること。

ア プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日 令和8年4月24日(金)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書(様式シ)を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書(様式シ)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関す

る記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和8年4月24日(金)午後5時必着

(3) 質問書送信先及び連絡先

長崎市中央総合事務所生活福祉2課(電話:095-829-1144)

E-mail: seifuku@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ:095-829-1223

(4) 質問に対する回答

令和8年4月28日(火)までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和8年5月26日(火)午後5時必着(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。)

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が5者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定められた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだ上でヒアリング(説明及び質疑応答)を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が5者を超える場合であっても、市長が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) ヒアリング予定日:令和8年6月2日(火)

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表(様式七)にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会（又は審査会）は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

大項目	評価項目	評価基準	配点
実施方針等 (15)	① 業務理解度	本業務の目的、支援対象者の多様な生活課題及び基本方針を十分に理解し、仕様書の要求事項を踏まえた適切な実施方針が示されているか。	5
	② 対象者分析の適切性	生活困窮世帯等の中高生の学習環境、生活課題及び心理・社会的ニーズについての的確な分析がなされており、それらを踏まえた支援の方向性が具体的に示されているか。	5
	③ 支援体制構築の具体性	参加登録者の支援プロセス（申込→初回面談→支援計画→支援→フォロー→評価）が、参加が困難な対象者への対応や継続参加に向けた支援を含め、具体的かつ体系的に整理された提案となっているか。	5
提案内容 (60)	④ 学習支援の方法	対象者の多様な学力レベルや学習ニーズを踏まえた学習支援、教材準備、学習意欲向上の具体的かつ効果的な取組が提案されているか。	8
	⑤ 進学支援の具体性	高校受験対策講座の実施内容及び進学相談について、具体的かつ効果的な支援内容が示されているか。	8
	⑥ 高校生の中退防止支援	高校生の悩みや課題の把握方法、相談対応及び関係機関との連携等について、高校生の中退防止に資する具体的かつ効果的な支援方法が提案されているか。	5
	⑦ 居場所の支援	参加者が安心・安全に過ごせる第三の居場所づくりについて、学習目的と居場所目的の双方の参加者に考慮した運営方法や雰囲気づくりの工夫が具体的に提案されているか。	5
	⑧ 社会性育成の方法	社会体験活動等を通じた社会性の育成について、対象者の多様なニーズを踏まえた具体的かつ効果的な取組が提案されているか。	5
	⑨ 食の支援の工夫	参加者の経済的状況や心理・社会的ニーズを踏まえた、創意工夫ある具体的な支援方法が提案	3

		されているか。	
	⑩ 学習会の運営方法	利便性、プライバシー配慮を踏まえた会場の設置方針、会場数、開催時間、開催回数、参加定員等について具体的かつ合理的な提案となっているか。	8
	⑪ 安全管理体制	業務従事者の採用、研修、こども性暴力防止法（日本版DBS）への対応、緊急時対応及び個人情報保護等について、適切な安全管理体制が具体的に示されているか。	5
	⑫ 効果測定と改善体制	成果指標の達成状況及びアンケート結果を踏まえた事業改善の取組について、具体的かつ実効性のある方法が示されているか。	5
	⑬ 人材確保・人材育成	必要人材の確保方策及び人材育成の手法について、事業の目的の達成に資する具体的かつ効果的な取組が提案されているか。	8
担当者評価 (10)	⑭ 相談支援員の専門性	相談支援員が、子どもの健全育成又は生活困窮世帯への支援等本事業に関連する分野での相談支援業務の実務経験を有しているか。	5
	⑮ 学習支援講師の専門性	学習支援講師が、学習支援又は教育活動に関する指導経験及び困難を抱える子どもへの支援経験を有しているか。	5
組織評価 (10)	⑯ 組織体制及び事業遂行能力	業務に応じた適切な人員配置、指揮系統及び情報共有体制が明確に示されており、安定的かつ柔軟に事業を実施できる体制となっているか。	5
	⑰ 類似事業の実績	同種又は類似業務の実績及び履行状況が示されており、本業務を適切に実施できる経験を有しているか。	5
参考見積 (5)	⑱ 経費の妥当性	人件費、運営経費等の内訳が明確であり、事業の内容に見合った適切かつ合理的な経費配分となっているか。	5
合計			100

イ 審査の方法

特定審査委員会において提出書類の審査・採点を行い、最高得点の提案者を受託候補者として特定する。ただし、事業の目的・内容に鑑み、最高得点が最低基準点（委員1人当たりの平均得点60点に達しない場合は、この限りではない。

ウ 採点結果が同点であった場合の取扱い

最も優れた提案の評価が同点になったときは、評価基準表の評価項目「提案内容」の得点が最も高い提案者を受託候補者として特定し、同点の提案者が複数ある場合は、見積価格が最も低い提案者を受託候補者として特定する。見積価格が同額となった場合は、別途日程を定め、くじ引きにより受託候補者を特定する。

エ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属・職名	氏名
委員長	中央総合事務所長	濱田 貴博
委員	中央総合事務所生活福祉1課長	荒木 昭一郎
委員 (委員長職務代理者)	中央総合事務所生活福祉2課長	白石 光
委員	中央総合事務所生活福祉1課 生活福祉1係長	川上 幸宏
委員	中央総合事務所生活福祉2課 生活福祉5係長	榎並 三千子
委員	東総合事務所地域福祉課 生活福祉係長	田中 茂光
委員	こども部こども相談センター 教育管理官兼所長	川口 邦春
委員	教育委員会学校教育部学校教育課長	荒木 俊明
委員	教育委員会学校教育部教育研究所 教育管理官兼学びの多様化推進係長	松尾 明

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和8年6月5日（金）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階

長崎市中央総合事務所生活福祉2課

電話：095-829-1144

FAX：095-829-1223

E-mail：seifuku@city.nagasaki.lg.jp